

山梨県公報

第二千二百七十四号

平成二十四年

十一月五日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定	六四五
県営土地改良事業計画の変更	六四五
道路の区域変更	六四五
道路の供用開始(二件)	六四五
公 告	六四六
争議行為予告通知の受理	六四六
開発行為に関する工事の完了について	六四七

告 示

山梨県告示第三百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年十一月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

甲府市梯町字井野向九三八、古閑町字辰新井三六〇四から三六一〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井野向九三八・字辰新井三六〇九・三六一〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(四ヶ村堰地区かんがい排水事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年十一月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年十一月六日から同年十二月四日まで

三 縦覧場所

南アルプス市役所

四 異議申立期間

平成二十四年十二月五日から同月十九日まで

山梨県告示第三百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類

二 路線名 四日市場上野原線

三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
上野原市鶴島字柿ノタ八四四六三番地先から 上野原市鶴島字飯米場四五〇五番の二地先まで	旧	八・三丁 三九・一	三八〇・一
上野原市鶴島字柿ノタ八四四六三番地先から 上野原市鶴島字飯米場四五〇五番の二地先まで	新	一一・七 一七二・〇 三・〇 一三・六	三七八・四 四〇九・九
上野原市鶴島字柿ノタ八四四六三番地先から 上野原市鶴島字柿ノタ八四四一四番の一地先まで		七・一 一一・七	三三・四

山梨県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一三号	南都留郡道志村字月夜野官有無番地先から 南都留郡道志村字月夜野六六番	三五・〇	平成二十四年十一月五日

の三地先まで

山梨県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	藤袋石和線	笛吹市境川町石橋字七反田八一 二番の三地先から 笛吹市境川町石橋字七反田八一 九番の九地先まで	七七・六	平成二十四年十一月五日

公 告

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長内田博之から次のとおり争議行為を行う旨平成二十四年十月三十日付けで通知があった。

平成二十四年十一月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。
- 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」、「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
- 3 長時間・二交代制勤務反対。夜勤交代制労働者の、「一日八時間以内、週三十二時

間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現。

二 日時

平成二十四年十一月八日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション

すずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 ヘルパーステーションすず

かけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぼほ

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一番地の一 訪問看護ステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の一 ヘルパーステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医協駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援セ

ンター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所デイサービスふるさと

と

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

南アルプス市桃園三百七十九番地 デイサービスももその

南アルプス市桃園三百七十九番地 ショートステイももその

南アルプス市小笠原百六十八番地の一 グループホームわかまつ西

甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターわかまつ西

以上の病院、診療所、介護事業所をとりまく地域と病院、診療所、介護事業所の構

内及び全職場、または一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の

停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単

独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成二十四年十一月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町小立字上中道四八九三、四八九四、四八九五、四八九六、四

八九七の一、四八九八、四八九九の一、四九〇〇の一、四九〇一の一、四九〇二の一、

四九一四、四九一五、四九一九の一、四九二〇、四九二一及び四九二二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中央市白井阿原千六百四十一番地六 山梨名鉄運送株式会社 代表取締役 松崎

浩登

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番